

町の区域を変更する件

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

手稲区新発寒1条2丁目の一部区域について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

手稲区新発寒1条2丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
新発寒1条1丁目	新発寒1条1丁目の全部及び 新発寒1条2丁目の一部

(理由)

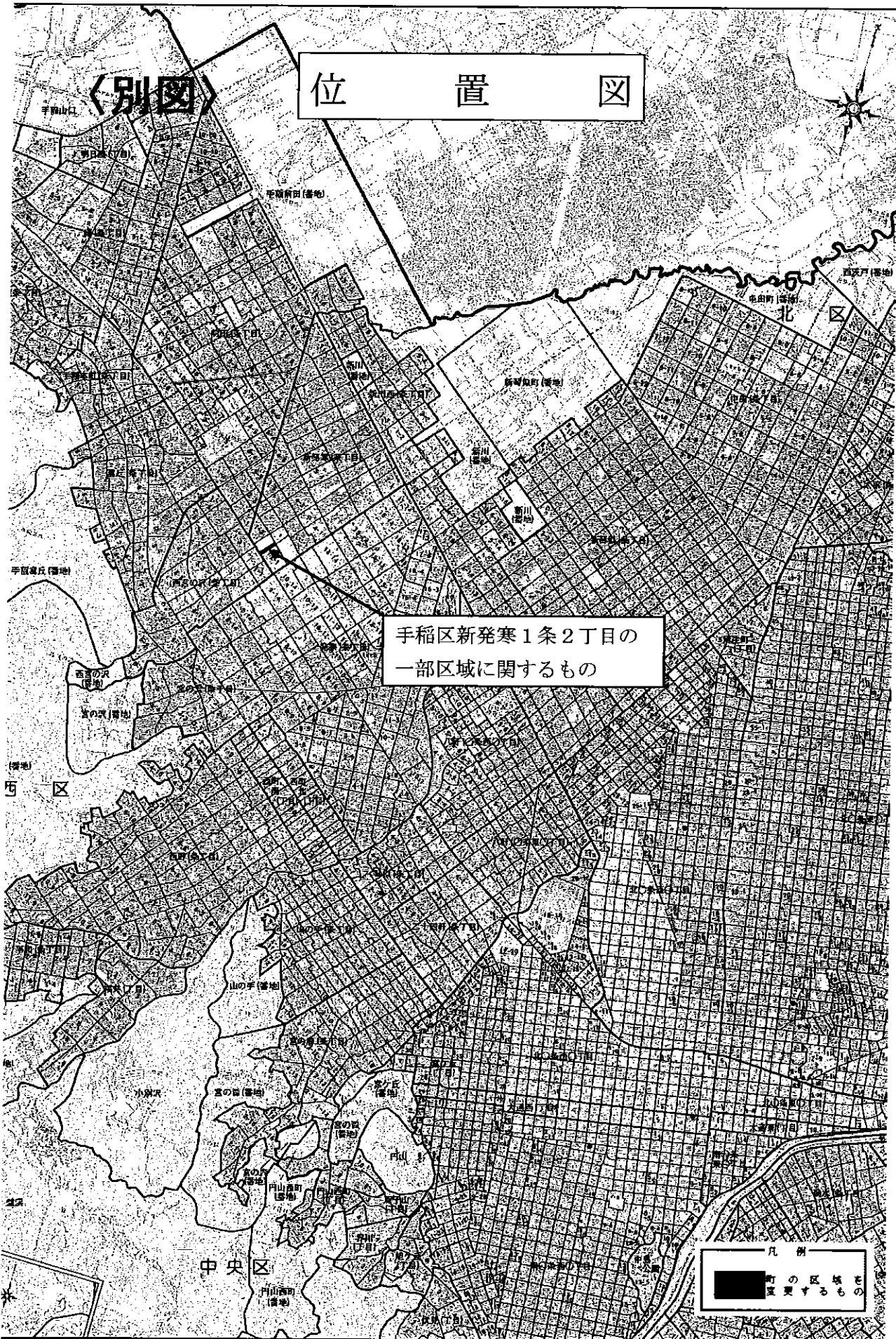
手稲区新発寒1条2丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

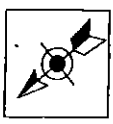
〈別図〉

# 位置図

手稲区新発寒1条2丁目の  
一部区域に関するもの

凡例  
町の区域を  
変更するもの





新発寒2条1丁目

町の区域の変更図

新発寒2条2丁目

新発寒1条1丁目

新発寒1条2丁目

新発寒1条3丁目

凡	例	町界
—	—	—
—	—	—
—	×	×
—	●	●
		新町界

1:1500

